対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>**第一条**　この命令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等について、報告及び届出の手続その他必要な事項を定めるものとする。<br>（対内直接投資等の届出等）<br>**第三条**　令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣（令第七条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が定める業種とする。<br>2　令第三条第一項第四号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。<br>3　令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。<br>一・二　［略］<br>三　法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意<br>三の二～六　［略］<br>七　特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、当該上場会社等の各株主（令第二条第一項に規定する外国法人等（以下「外国法人等」という。）又は同項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。）に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数（当該株主を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。）が所有する当該株式の数を含む。以下同じ。）の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。次条第二項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項各号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。） | （趣旨）<br>**第一条**　この命令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等及び技術導入契約の締結等について、報告及び届出の手続その他必要な事項を定めるものとする。<br>（対内直接投資等の届出等）<br>**第三条**　令第三条第一項第四号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集若しくは売出しに係る株式とする。<br>［新設］<br>2　令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。<br>一・二　［略］<br>三　法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣（令第七条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意<br>三の二～六　［略］<br>七　法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、当該上場会社等の各株主（令第二条第一項に規定する外国法人等（以下「外国法人等」という。）又は同項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する上場会社等を除く。）に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数（当該株主を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。）が所有する当該株式の数を含む。以下同じ。）の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものが行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項各号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。） |